



つばさだより

No.198

2011年5月



つばさ薬局 多賀城店	☎022(366)8001	吉川店	☎0229(22)7010
長町店	☎022(308)5711	泉店	☎022(772)1571
船岡店	☎0224(58)1065	若林店	☎022(289)8777
中新田店	☎0229(64)1888	松陽台店	☎022(361)9444
松島店	☎022(353)2990	こごた店	☎0229(31)2550
玉川店	☎022(365)2838		

東日本大震災で被災された皆様に、こころよりお見舞い申し上げます。

つばさ薬局では、店舗の床上浸水で調剤機器や薬の被害をうけた松島店を含め、早期の復旧につとめ、全日本民医連から全国の薬剤師支援もいただき、震災後の休日の臨時営業の対応など、各店で継続して営業してまいりました。震災直後から、津波によりおくすりを流された方、急の避難所に移動で手持ちのおくすりがない方も多数来られ、日頃のかかりつけの病院・診療所に行けない患者様に、お薬手帳を手がかりにおくすりの提供を行うなど、可能なかぎり服薬を継続していただく対応をいたしました。また、病院と協力して避難所訪問に関わりました。改めて、おくすりのきれめない提供を通して、皆様の健康をサポートしていく役割を認識いたしました。

一方、待ち時間が大変に長くなり、また流通上の問題で十分な薬剤が確保できず、おくすりが不足したりと、患者様にはご迷惑をおかけしました。市販薬、介護用品も十分に供給できず、ご不便をおかけしました。

つばさ薬局職員一同、地域の復興のため、地域の皆様の健康を守るため、皆様とともに薬局活動を推進してまいりたいと思います。おくすりに関すること、医療保険・介護等の支払いに関する事など、遠慮なくご相談ください。震災で被災された方は介護保険料や利用料が減免される場合があります。

●●● 介護保険について ●●●

今回は介護保険のしくみとサービスの内容についてご紹介します。
40歳以上の方は医療保険とは別に介護保険料が徴収されています。

- ①第1号被保険者（65歳以上の方）：保険料は原則年金から天引き
- ②第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）：保険料は医療保険と一括徴収

介護保険サービスは、65歳以上の方は原因を問わず、40～64歳の方は加齢による病気（特定疾病）が原因で、介護や支援が必要になった時に利用できます。

介護サービスを利用するには、市区町村の担当窓口申請し、審査をうける必要があります。（申請は、本人・家族の他、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらってもできます。）病院に通院中であれば、主治医に相談するとよいでしょう。

居宅介護支援事業者

都道府県の指定を受け、ケアマネジャーを配置している。

- 要介護認定申請の代行
- ケアプランの作成
- サービスの提供機関と連絡・調整

ケアマネジャー (介護支援専門員)

介護の知識を幅広く持った専門家。

- 利用者や家族からの相談応需
- 希望に沿ったケアプランを作成
- サービス事業者との連絡や調整
- 入所を希望する人への施設の紹介

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える総合機関として地域ごとに設置。



リーダー的な
ケアマネジャー
(主任ケアマネジャー)



保健師
(または経験豊富な看護師)



社会福祉士

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護・虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

審査の結果、介護の必要度に応じて要介護度が決定されます。介護保険では、要介護度ごとに1ヶ月に利用できるサービスの費用に上限（支給限度額）がもうけられています。その範囲でどんなサービスを利用するか、一般的にはケアマネージャーと相談しながら決めていきます。

要介護(要支援)認定の基準と1ヶ月のサービス利用額の目安

要介護度	本人の状態		支給限度額(月額)
要支援1	要介護にならないための支援が必要な状態		49,700円
要支援2			104,000円
要介護1	排泄・入浴・清潔・整容・衣服の着脱などに	一部介助が必要な状態	165,800円
要介護2		一部介助または全介助が必要な状態	194,800円
要介護3		全介助が必要な状態	267,500円
要介護4		全般に全面的な介助が必要な状態	306,000円
要介護5	日常生活の全般にわたって全面的な介助が必要な状態		358,300円

* 利用者は、サービスの利用額のうち1割を自己負担します。

* 限度額を超えたサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。

* 施設入所時の室料・食事代、通所サービス利用時の食事代は全額自己負担となります。

介護サービスの種類

介護サービス（介護度1～5の方）と介護予防サービス（要支援の方）があります。内容はほぼ同じですが、要支援の方は施設入所のサービスは受けられません。いろいろなサービスがありますので、ご自身に必要なサービスを選んで利用することになります。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護（ホームヘルプ）

食事や入浴の介助、おむつの交換など
衣類の着脱・洗髪・爪切り・身体の清拭・
通院・外出の付き添い・食事の準備や
調理・洗濯・掃除・買い物

訪問してもらい 利用するサービス

訪問入浴介護

移動入浴車が居宅に訪問します。

訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
が居宅を訪問し、リハビリをします

医師の指導のもとでの助言、管理

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問。療養上の管理や指導、援助。

訪問看護

看護師が居宅を訪問。療養上の世話や体調のチェック。

短期間施設に入所して利用する

短期入所生活介護(ショートステイ)

短期入所療養介護(医療型ショート)

施設入所サービス

介護老人保健施設(老人保健施設)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護療養型医療施設(療養病床等)

施設に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス)

食事・入浴・レクリエーションなどの支援を日帰りで行う。

通所リハビリテーション(デイケア)

食事・入浴・リハビリなどの支援を日帰りで行う。

その他

福祉用具のレンタルや購入

住宅改修

地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護

地域密着型特定施設入居者生活介護など

認知症対応型通所介護・共同生活介護

認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

特定施設入居者生活介護

つばさ薬局では介護保険を利用した訪問服薬指導サービスを行っています。ご自宅に伺いお薬を安全に服用していただくためのお手伝いをしていますので、お薬に関して困っている事がある方はお声がけください。

(薬局のサービス利用料は支給限度額には含まれません。)



つばさ
薬局

薬剤師

- 処方せん調剤
- 在宅訪問服薬指導
- 薬と健康・介護相談
- 介護用品・福祉用具販売
- 一般薬販売

つばさ薬局の在宅医療

- * 飲み忘れや飲み間違いの確認
 - * くすりの効果や管理状態の確認
 - * 副作用や飲み合わせの確認
 - * くすりが飲みづらい場合の調整
 - * 介護用品・衛生材料などの相談
 - * ご訪問の結果を主治医に報告
 - * 他のサービス提供者との連携
- などを行い、利用者の健康を支えます。